

「広ショッピングセンター」変更届の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 広ショッピングセンター
 所在地 呉市広本町二丁目17番1号

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前7時00分	午後11時00分	但し、全フロア通年8時開店（1階フロア（食品関連売場）は除く） 1階フロア（食品関連売場）のみ通年午前7時開店

(変更後)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前0時00分	午後12時00分	24時間営業

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

NO.	駐車場位置	駐車可能時間帯	備考
1	立体駐車場	午前6時30分から午後11時30分まで	
2	屋上駐車場	午前6時30分から午後11時30分まで	
3	平面駐車場	午前8時30分から午後10時00分まで ※但し、盆と正月の5日間は午前7時30分開場	

(変更後)

NO.	駐車場位置	駐車可能時間帯	備考
1	立体駐車場	午前0時00分から午後12時00分まで	24時間
2	屋上駐車場	午前0時00分から午後12時00分まで	24時間
3	平面駐車場	午前8時30分から午後10時00分まで ※但し、盆と正月の5日間は午前7時30分開場	

- 3 変更する年月日
 令和7年3月1日
- 4 変更する理由
 来客の利便性向上のため
- 5 届出年月日
 令和6年6月28日

6 届出等の縦覧場所

呉市産業部商工振興課（呉市中央4丁目1番6号）

7 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

（1）期 間 令和6年7月4日から令和6年11月4日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

（2）時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から次の提出期限までに、市に対し意見を提出することができます。

（1）提出期限

令和6年11月4日

（2）提出先

呉市産業部商工振興課